

大刀洗町告示第30号

平成30年第17回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

平成30年 5月31日

大刀洗町長 安丸 国勝

1 期 日 平成30年6月13日

2 場 所 大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

安丸眞一郎

黒木 徳勝

森田 勝典

林 威範

平田 利治

松熊武比古

長野 正明

平田 康雄

高橋 直也

平山 賢治

花等 順子

山内 剛

○応招しなかった議員

平成30年 第17回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日)

平成30年 6月13日 (水曜日)

議事日程 (第1号)

平成30年 6月13日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①陳情の報告

②検査結果の報告

③平成30年度町村議会議長・副議長研修会の報告

④委員会所管事務調査の報告

⑤報告第2号 平成29年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告
について

⑥報告第3号 株式会社たちあらいの経営状況の報告について

⑦報告第4号 大刀洗町土地開発公社の経営状況の報告について

⑧報告第5号 大刀洗町社会福祉協議会の経営状況の報告について

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第4 報告第1号 自動車事故による損害賠償額の決定に係る専決処分の報告について

日程第5 承認第3号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めること
について

日程第6 承認第4号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認
を求めることについて

日程第7 議案第18号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

日程第8 議案第19号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第20号 大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第21号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について

日程第11 議案第22号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡

県自治会館管理組合同規約の変更について

- 日程第12 議案第23号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第13 議案第25号 大刀洗町葬斎場等施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第24号 平成30年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）について
-

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①陳情の報告

②検査結果の報告

③平成30年度町村議会議長・副議長研修会の報告

④委員会所管事務調査の報告

⑤報告第2号 平成29年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告
について

⑥報告第3号 株式会社たちあらいの経営状況の報告について

⑦報告第4号 大刀洗町土地開発公社の経営状況の報告について

⑧報告第5号 大刀洗町社会福祉協議会の経営状況の報告について

(2) 町長の報告(あいさつ)

日程第4 報告第1号 自動車事故による損害賠償額の決定に係る専決処分の報告について

日程第5 承認第3号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めること
について

日程第6 承認第4号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認
を求めることについて

日程第7 議案第18号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

日程第8 議案第19号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第20号 大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第21号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について

日程第11 議案第22号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡
県自治会館管理組合規約の変更について

日程第12 議案第23号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

日程第13 議案第25号 大刀洗町葬斎場等施設の指定管理者の指定について

日程第14 議案第24号 平成30年度大刀洗町一般会計補正予算(第1号)について

出席議員（12名）

1 番	安丸眞一郎	2 番	黒木 徳勝
3 番	森田 勝典	4 番	林 威範
5 番	平田 利治	6 番	松熊武比古
7 番	長野 正明	8 番	平田 康雄
9 番	高橋 直也	10 番	平山 賢治
11 番	花等 順子	12 番	山内 剛

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 棚町 瑞樹

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安丸 国勝	副町長	……………	中山 哲志
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	重松 俊一
税務課長	……………	山田 恭恵	健康福祉課長	……………	平田 栄一
地域振興課長	……………	村田 まみ	産業課長	……………	佐々木大輔
建設課長	……………	田中 豊和	子ども課長	……………	松元 治美
会計課長	……………	佐田 裕子	生涯学習課長	……………	矢野 智行
住民課長	……………	矢永 孝治	財政係長	……………	早川 正一
総務係長	……………	堀内 智史			

開会 開議午前9時00分

○議長（山内 剛） おはようございます。早朝より傍聴の方にはおいでいただき、誠にありがとうございます。

現在の出席議員は12人です。ただいまから平成30年第17回大刀洗町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどよろしくお祈いします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（山内 剛） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、3番、森田勝典議員、4番、林威範議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（山内 剛） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。森田勝典委員長、登壇して報告をお願いします。

○議会運営委員長（森田 勝典） 皆様、おはようございます。議会運営委員長の森田勝典でございます。

6月定例会の議会運営について、議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

委員会は、平成30年6月6日9時30分から出席委員5名で、それから議案の追加がありましたので、昨日12日9時30分から出席委員4名で、いずれも協議会室において開催し、山内議長及び執行者側から重松総務課長の出席を得て協議いたしました。

会期及び会期日程表をご覧いただきたいと思います。

議会運営委員会で協議の結果、本定例会の会期は6月13日から22日までの10日間と決定いたしました。

まず本日は、議会日程に従って順次議案を上程し、議案審議を進めていただき、本議会散会后、全員協議会を開催させていただきます。

14日木曜日は休会といたします。

15日金曜日は全員協議会を開催いたします。

16日土曜日から18日月曜までは休会といたします。

19日火曜日は本議会を再開し、一般質問とさせていただきます。

20日水曜日、21日木曜日は休会といたします。

22日金曜日は本会議を再開し、議案審議とさせていただきます。

以上が、今回の定例会の会期及び会期日程ですが、当町議会の円滑な議会運営ができますよう、ここにお願いいたしまして、報告を終わります。ありがとうございます。

○議長（山内 剛） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から6月22日までの10日間にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 異議なしと認めます。本定例会の会期は、本日から6月22日までの10日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

日程第3. 諸報告

○議長（山内 剛） 日程第3、諸報告を行います。

陳情の提出が1件ありましたが、配付のみの取り扱いとすることにいたしました。御了承ください。

次に、監査委員より、平成29年12月末日分、平成30年1月末日分、2月末日分、3月末日分、4月末日分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

次に、平成30年度町村議会議長・副議長研修会の報告をいたします。花等順子副議長、登壇して報告を願います。

○副議長（花等 順子） おはようございます。平成30年度町村議会議長・副議長研修会の報告をいたします。

平成30年5月28日、5,000人収容の東京国際フォーラムで、「これからの町村議会を考える」とのテーマで開かれました。参加者は1,900名でした。

講演は第1部と第2部があり、講師はいずれも山梨学院大学の江藤俊昭先生でした。

第1部は、町村議会議員の議員報酬のあり方の中間報告ということで、3月28日に総務省へ報告が行われまして、その報告でした。平たく言えば、地方議会のなり手不足をどうするかというのがテーマです。来年の地方統一選挙に議会としての考え方を出示していただく参考にしてもらおうというものです。

アンケートや調査の結果、議員報酬が低いほど、また議員定数が少ないほど無投票が多くなる、女性議員を増やそうとするならば定数削減はすべきではない、報酬と女性議員比率とは関連がな

かった、なり手不足解消のためには、議会議員の魅力アップが必要である、と説かれました。

参考までに、2016年の議員報酬の平均が出ておりましたので報告いたします。町長の平均ですが、月額です。71万6,827円、議長29万234円、副議長23万4,986円、常任委員長21万9,124円、議員21万3,141円ということで、大刀洗町はこれからすると、ちょっと平均よりも高いのかなと思います。

この報酬を適正であると認めるのが32%、低いと思われるのが57%とのことでした。報酬アップに関しては、住民の支持が不可欠だと説かれました。

第2部は、町村議会のあり方に関する研究会報告書の射程の問題点ということで、なり手不足の解消案が示されました。集中専門型、少人数の専門的議員で議会を構成し、生活給を保証するもの。問題点は、少人数になると意欲ある人の立候補を妨げ、特定の層だけの議員となる。議会と首長の距離が狭まり過ぎて、癒着が生じたり対立しやすくなる。

もう一つの案が多数参加型、これは多くの人が議員になり、兼業を認め、夜間、休日議会を中心に対応するものです。

問題点としては、執行機関に対する監視機能が低下されかねない、兼業禁止規定が廃止されると口ききが多くなる懸念がある、などの問題点を含んでおります。委員である江藤先生も、この問題には苦慮されているようでした。

それから次に、町村議会特別表彰が、今年は3議会が表彰されて、その議会の活動報告がありました。

最初に、長崎県小値賀町議会から、「小さな町議会の小さな挑戦」という報告がありました。小値賀町は月額18万円の議員報酬を50歳以下は30万円にするとの条例をつくって注目されましたが、今年の3月議会で廃案になっております。また、議会だよりを議会終了後2週間で発行するなど、目をみはる活動がっております。

議会が活躍しないで町の発展はないという議長の強いリーダーシップのもとで動いています。議会版総合計画の策定や債権管理条例制定や議会報告会に当たる出前議会、議員と語ろう会、あおぞら座談会など、町民との意見交換の場をたくさん設けてあります。小学6年生の子供による子ども議会、中学3年生、高校3年生の模擬議会なども実施してあります。「住民のためにやれることをやろう」という意欲がみなぎっていました。

次に、「住民に向き合った議会運営と広報紙づくりを实践」ということで、大刀洗町の活動が山内議長からなされました。これは皆さんの活動ですから、簡単に申し上げます。休日議会の開催、自由討議の推進、一般質問の追跡調査、議会モニターとの意見交換会や議会報告会など、議会だよりとリンクさせ、意見集約から回答まで、議会と住民の双方向の取り組みが報告されました。大刀洗町議会は、住民と一緒に考える姿勢が基本であるとの力強い発表でした。

次に、徳島県那賀町議会から、「住民から期待される議会を目指して」として、38歳の議会改革調査委員長から報告がありました。

平成17年に5町村が合併して人口8,400人、高齢化率が47%の町が平成24年、「うちも議会改革やらんとあかん」との一議員の一言から、議会改革が始まったそうです。議会改革、政策立案、行政課題の研修を重ね、那賀町山づくり条例を初め4件の条例を制定してあります。

また、条例改正や予算修正、監査請求などがなされています。自由討議を導入して合意形成を目指し、議会報告会である車座議会を開いたり、ケーブルテレビで本会議を放送したり、YouTubeで本議会や委員会を発信してあります。パワーポイントを使った一般質問のペーパーレス会議システムを導入して、活発な議会活動がなされています。

どの議会でも開かれた議会を目指して、住民との意見交換会を多く持ち、やれることからやっ
ていこうとしている姿が印象的でした。

本町においても、名誉ある賞を受けましたので、なお一層、精進しなければならないと肝に銘
じたものです。

これで報告を終わります。

○議長（山内 剛） 次に、委員会所管事務調査の報告を行います。

まず、総務文教厚生委員会、安丸眞一郎委員長、登壇して報告願います。

○総務文教厚生委員長（安丸眞一郎） 総務文教厚生委員長の安丸眞一郎です。閉会中の委員会報
告を行います。

4月2日に委員会を開催し、今年度のテーマや年間計画について審議をしました。

委員会では、まず、ごみ減量・再資源化をテーマに、先行自治体などの取り組みについて調査
研究を行うこととし、具体的には8月1日から2日にかけて、甘木・朝倉・三井環境施設組合が
運営する廃棄物再生処理センターサンポート及び大木町から事業受託して、使用済みの紙おむつ
を建築資材に再資源化を行っている大牟田市の企業視察、それから、水俣病の教訓から、ごみ減
量・リサイクルを初めとして、環境問題に市民を挙げて取り組んでいる水俣市への視察研修を予
定しているところです。

また、今年度も町内保育園の運営状況や学童保育所の運営状況についての調査や関係者との意
見交換会の実施及び担当課の所管事務調査を行う予定にしております。

学校関係では、大規模改修後の教育環境整備状況について視察を予定しているところでありま
す。

以上、簡単でありますけども、委員長報告を終わります。

○議長（山内 剛） 次に、建設経済委員会、黒木徳勝委員長、登壇して報告願います。

○建設経済委員長（黒木 徳勝） それでは、建設経済委員長の黒木徳勝です。ただいまから建設

経済委員会視察研修についての報告を行います。

期日は30年4月20日に9時30分から12時まで、役場において3課からの説明を受けました。そして、午後から朝倉市、東峰村の災害現地を視察したところです。出席者につきまして、委員会全員5名と山内議長と事務局長でした。

午前中の研修内容の議題について説明を申し上げます。まず、建設課より、道路整備について野口建設課長より、小郡市、朝倉市、また久留米市との都市計画の道路について図面で説明を受けて、大刀洗町との都市計画道路との計画性について議論をしたところです。

そして、当町においては、平成10年2月1日に告示をして、現在都市計画は1本もしておらないというような状況でございますので、そこら辺の問題も含めて、計画をするならば、計画してから調査して8年かかるというようなことでございますので、当町においても長期計画を立てるべきではないかというふうな意見等が出たところです。

そして2番目、産業課につきましては、本年度事業につきまして、中小企業設備投資支援事業について、2番目に、多目的機能支払交付金事業についてと、北部地区圃場整備事業についてと、認定農業者の認定についてと、今年改正になります農業委員の選考について、いろんな説明を受けて議論したところでございます。

3番目に、住民課につきましては、空き家対策について、平成29年度の経過報告、平成30年の予定について説明を受けて、今後の課題につきましては、区長調査を今年の11月から12月に行う予定ですということでございますので、「区長さんとの理解を十分できるように話し合いをしてください」というところで、お願いをしているところでございます。

そういうことで午前中終わりました、午後から朝倉市、東峰村の現地視察したところです。まず、役場を出発いたしまして、筑後川の右岸堤防を車で上流に行きまして、山田堰のところから東峰村のところの河川等を見て、また寺内ダムの横を通り、役場へ帰庁したところです。

全体的に感じたことは、現地を見て感じたことは、現状復帰は数十年かかるのではなかろうかというふうに思います。思った感じは、災害で感じたことは、災害の恐ろしさを肌で感じたところでございます。

そういうことをもって5時、帰庁し、以上、報告を終わります。

以上です。

○議長（山内 剛） 次に、議会広報委員会、平山賢治委員長、登壇して報告願います。

○議会広報委員長（平山 賢治） おはようございます。議会広報委員会委員長の平山でございます。委員長報告を行います。

閉会中の所管事務調査、1、たちあらい議会だよりの編集及び発行について、158号は3月定例会前、2月26日に委員会を開き、企画、構成、日程について協議しました。定例会後、

5回の会議を開き、編集、校正作業を行い、4月26日に発行しております。

続きまして、159号の編集及び発行につきましては、先日6月6日に委員会を開き、日程、担当等について協議を行ったところであります。8月第1週の発行を目指しております。

2点目、ホームページ等の運用に関する事項について、フェイスブックページは、閉会中、16件の記事を更新しております。内容は、本会議、委員会の案内と結果、行政視察に関すること、議会報告会に関すること、委員会活動に関すること、その他であります。インターネット中継、フェイスブックページとも、今後とも制度の周知、住民意見の聴取など、所管事項として検討を行っております。

3点目、その他議会の広報に関する活動について、第8回議会報告会及び6月定例会の案内チラシを作成し、回覧をお願いしているところであります。

4点目、視察受け入れについて、5月10日に長崎県雲仙市議会より、14日に平戸市議会より視察にお越しいただきました。当方の活動状況を説明するとともに、経験や課題を交流したところであります。また、町内の観光名所等の案内等も、あわせて行っているところであります。

5点目、先進地視察について、5月21日に佐賀県嬉野市議会、22日に長崎県小値賀町議会を訪問し、所管事務について調査を行いました。

嬉野市は、議会広報に関して、旧町時代に全国コンクール第2位に入賞するなど、経験と実績豊かな委員会であります。小値賀町は、28年度の議会コンクールで全国第7位入賞など、近年の活躍目覚ましい議会であります。また、両議会とも議会活性化に尽力され、全国から視察が相次いでいます。

視察後の会議において、特に今後の協議事項として確認しましたことは、1点目に、広報委員の選出方法と任期の検討について。特に嬉野市議会においては、委員会を2年任期とし、委員の総入れかえを行ってまいりました。議長を除く全議員のうち半数が議会広報特別委員会、半数が議会活性化特別委員会に所属し、それぞれの任務に当たっていらっしゃいます。当議会でも検討の余地があるものと考えます。

2点目に、パソコンやデザインソフトの活用、研修について、また編集要項に具体的な数値を追加したいと考えております。3点目に、発行の迅速化、4点目に、慣例にとらわれない工夫であります。

いずれの点につきましても、次期の委員会に対して円滑な引き継ぎができますよう、編集の手法や方針について、さらに具体化を図りたいと考えております。引き続きの御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（山内 剛） 議長報告の⑤平成29年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告、

⑥株式会社たちあらい、⑦大刀洗町土地開発公社及び⑧大刀洗町社会福祉協議会の経営状況報告書の提出がありましたので、お手元に配付をいたしております。

なお、報告書の内容につきましては、本会議散会后、全員協議会を開き説明を願うことにいたしております。

これで、議長報告を終わります。

次に、町長より挨拶をしていただきます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 皆さん、おはようございます。議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日ここに、平成30年第17回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、大刀洗町議会では、昨年度、町村議会特別表彰を受賞されるとともに、全国町村議長会、議会広報コンクールにおいて4位に入賞され、5月28日に東京国際フォーラムで開催された、平成30年度町村議会議長・副議長研修会において、「住民に向き合った議会運営と広報紙づくりを実践」と題して、1,800人の議長・副議長等の前で山内議長が発表されたと伺っております。これまでの議会改革と広報の取り組みに対し、改めて敬意を表します。

昨年7月5日の平成29年7月九州北部豪雨から間もなく1年を迎えます。隣接する朝倉市を初め東峰村や大分県日田市などでは、死者・行方不明者41名に及ぶ、かつて経験したことのない甚大な災害となっており、改めて被災地の1日も早い復旧・復興を心からお祈り申し上げます。

さて、気象庁は5月28日、平年より8日早く、九州北部地方が梅雨入りしたと発表しました。近年は異常気象の影響か、昨年の九州北部豪雨を初め、局地的な集中豪雨による災害が毎年のように日本各地で起こっています。

このため大刀洗町におきましては、4月22日に三井消防署指導のもと、大刀洗町消防団と町職員合同で、大雨に備えた水防訓練を実施したほか、新たに地域防災マネージャーの資格を有した防災専門官を4月23日付で採用したところです。

今後ともより一層の防災力向上に努め、住民の皆様の安全・安心の確保に万全を期していく所存であります。

6月5日の経済財政諮問会議で示された、今年の骨太方針の原案では、力強い経済成長の実現に向けた重点的な取り組みとして、人づくり革命、生産性革命、働き方改革の推進、新たな外国人材の受け入れのほか、地方創生の推進として、中堅・中小企業・小規模事業者への支援、地方への新しいひとの流れをつくる、まちづくりとまちの活性化、意欲ある地方自治体への後押しなどが明記されています。

大刀洗町としては、今後とも健全財政を維持し、基金を有効活用しながら、子育て支援や教育

環境の充実を図るとともに、地域包括ケアシステムの構築など、町民の皆様の健康づくりの推進や地域コミュニティの活性化に取り組み、地域の特色を生かした魅力あるまちづくりを進めてまいります。

特に重要課題であります地方創生、人口対策については、スカイラーク菊池やスカイラーク上高橋に続き、大堰地区に3棟目の定住促進住宅の建設に向け、必要な作業を進めてまいります。

おかげさまで、足元の人口動態では、昨年5月末と本年5月末の人口を比べますと53名の増となっており、大変うれしく思っているところであります。

さて、当町の平成30年度の決算状況につきましては、一般会計及び特別会計を含めた実質収支は約5億円の黒字を見込んでおり、ふるさと応援基金など約3億1,000万円を積み立てる予定でございます。

詳細につきましては、監査委員の決算審査後の9月定例議会において報告をさせていただきます。

今年度、町長就任11年を迎え、これまでの町の取り組みについて御報告をさせていただくとともに、町民の皆様の御意見や地域の状況をお聞かせいただき、今後のまちづくりに生かしていくために、これまでの議会報告会の取り組みを参考にさせていただきながら、7月から11月にかけて、25の全ての行政区で町政懇談会を実施してまいります。議員各位の御理解をお願いいたします。

さて、今議会には、自動車事故の損害賠償額、一般会計繰越明許費繰越計算書の報告2件、株式会社たちあらい、土地開発公社及び社会福祉協議会の経営状況の報告3件、専決処分の承認2件、条例や規約の改正6件、指定管理者の指定1件、一般会計の補正予算1件を提案いたしております。

いずれも重要な案件を提案いたしておりますので、慎重に御審議いただきまして、最後には御承認いただきますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（山内 剛） 町長の挨拶が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4. 報告第1号 自動車事故による損害賠償額の決定に係る専決処分の報告について

○議長（山内 剛） 日程第4、報告第1号自動車事故による損害賠償額の決定に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 総務課の重松でございます。

それでは、報告第1号自動車事故による損害賠償額の決定に係る専決処分の報告について、自動車事故による損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。平成30年6月13日。

これについて、内容について御説明いたします。お手元資料の2ページをご覧ください。専決第4号、専決処分について記載をしております。

まず、事故の概要としましては、平成30年3月11日午前10時52分ごろ、大刀洗町総務課職員が運転する公用車が福岡市中央区大手門町1-8-8の交差点を右折して明治通りに進入する際に、この公用車と左側に並んで右折を待っていた車が同じように右折をしてきて、公用車運転手が左後方を確認せずに左車線に入ろうとしたところ、左側から来た車両と接触をしたものでございます。

相手方は、福岡市在住の個人でございます。

過失割合は、大刀洗町が80%、相手方が20%となっております。

相手方への損害賠償額18万8,854円が補償額でございます。

支払い方法につきましては、財団法人全国自治協会町村自動車損害共済から、相手方が指定した修理業者への指定口座に振り込みを支払うものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 7番、長野でございます。

公務中の事故はちょくちょく報告をされますけども、一応保険のほうで支払いは終わったと。大刀洗町の公用車です。公用車のほうは、2割は相手方の保険が適用されると思いますけども、公用車のほうの修理については、金額はどれくらいかかったのか。そして、その費用については、2割は相手方ですけども、車両保険に入ってあったのか。どういうふうな形で修理代は、公用車のほうは支払いがあったのか、報告をお願いします。

○議長（山内 剛） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、町の公用車の修理額でございますけども、全額で24万4,782円でございます。そのうちの20%が事故の相手方から入金をされております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 残りの8割、それについては一応町の予算からか、車両保険に加入してあったのか、その辺も含めて。

○議長（山内 剛） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 車両保険に加入しておりましたので、車両保険のほうから支払われて

おります。その車両保険の会社名ですけども、先ほど申し上げました財団法人全国自治協会町村自動車損害共済からの車両保険でございます。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 町の一般会計の中での支払いは、支出はなかったということですね。

○議長（山内 剛） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 長野議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。1番、安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 1番、安丸です。

事故を受けて、再発防止に向けた取り組み状況について、具体的に事故後、どういうことをされたのかというのをお尋ねします。

○議長（山内 剛） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 事故後の職員への啓発でございますけども、詳細は余り記憶はしておりませんが、職員への回覧メールにおいて、事故の抑制等について注意喚起を図ったところでございます。

○議長（山内 剛） 11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 私は、このとき、この車に乗っておりました。その結果が大刀洗町のほうが80%で相手方が20%というのを、私は一緒にいた者としては、とても納得がいかない状況です。保険会社同士での話があるとは思いますが、これは絶対相手方が80と私は思います。後方確認をしなかったってところでの報告がっておりますけれども、これは向こうが突っ込んできた状態ですよ。それなのにそれを保険会社がこれで認めるというのは、保険会社との——済んだことだからいいですけど、そういう状況です。

○議長（山内 剛） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） この過失割合につきましては、多くの前例等を含めて、相手方と町の保険会社同士の話し合いによって決まったものでございますので、一応この割合で決定をしておるところでございます。

○議長（山内 剛） 11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 行政として余り強く言えないところっていうのはあるのかもしれませんが、これは保険会社を考えた方がいいのかなっていうような査定だと私は感じました。

○議長（山内 剛） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 花等議員の貴重な御意見として、伺わせていただきます。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） これで1日目の質疑を終わります。

日程第5. 承認第3号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（山内 剛） 日程第5、承認第3号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。山田税務課長。

○税務課長（山田 恭恵） おはようございます。税務課の山田です。よろしくお願いたします。

承認第3号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、地方自治法179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

提案理由です。地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成30年政令第126号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第127号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24・25号）が平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、大刀洗町条例の一部を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

次のページです。専決処分書をつけております。平成30年3月31日に大刀洗町税条例の一部を改正する条例として専決処分させていただきました。

内容についてです。7ページをごらんください。新旧対照表により御説明いたします。

7ページから10ページまでです。こちらが個人住民税になっております。こちらは規定の整備、それから上位法にあわせての改正になっております。

続きまして、11ページから18ページ、こちらは法人町民税につきまして規定の整備、それから省令、政令にあわせての整備になっております。

続きまして、19ページ、こちら附則第15条に関する部分になっております。こちらはわがまち特例になっておりますが、参酌分に基づいて、平均的などところで設定させていただいております。こちらも上位法の整備による改正になっております。

24ページです。24ページ、中段、上のほうです。12というところです。こちらが改修実演芸術公演施設について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則及び

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律に基づいて、こちらが新設されております。

19ページから最後のページまでにつきましては、固定資産税の課税標準の特例につきましての減額等ができる条例になっております。

最後に、5ページをお開きください。今回上げさせていただいた分につきましては、附則で、この条例は、平成30年4月1日から施行することになっております。

皆様、御審議のほどよろしくお願ひし、御承認いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第6. 承認第4号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（山内 剛） 日程第6、承認第4号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 健康福祉課の平田でございます。

では、承認第4号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

提案理由及び内容の説明をさせていただきます。

先ほど税務課のほうから説明、提案理由がありましたとおり、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的な余裕がなかったため、ここに報告し、承認を求めるものでございます。

次ページをお願いいたします。専決処分書でございます。3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

続きまして、最後のページ、ページ番号2の新旧対照表で説明をさせていただきたいと思っております。

今回の改正の主な趣旨でございますけれども、平成29年12月22日付で平成30年度税制改正大綱が定められまして、その中で国保税における負担の公平性を図るため、軽減措置の拡充と課税限度額の引き上げが盛り込まれました次第でございます。

そこで、近年の状況でございますけれども、高齢化の進展等によりまして、医療給付費等が増加

する一方で、被保険者の所得がなかなか伸びないような状況でございまして、負担能力に応じた公平なものを求めるものがございまして、今回保険料負担の上限を引き上げることとしまして、高所得者により多くの負担をいただくことによりまして、中間所得層の被保険者に配慮した保険料の設定がなされているような状況でございます。

では、新旧対照表のところでございますけれども、第2条の部分でございますけれども、基礎課税額でございますけれども、旧としましては「54万円」の分を「58万円」、4万円の増額となっている次第でございます。

続きまして、第23条の第2号の部分でございます。次のページをお願いいたします。3ページの部分でございますけれども、この部分は5割軽減の対象の部分でございますけれども、同一世帯の所属者の1人当たり「27万円」の部分「27万5,000円」に増額しております。

続きまして、第3号の部分でございます。ここは2割軽減の対象の部分でございますけれども、所属者1名につきまして「49万円」の部分「50万円」に改正している部分でございます。

戻っていただきまして、紙でいきますと3枚目の部分でございます。ページ番号1のところでございますけれども、附則でございます。この条例は、平成30年4月1日から施行します。

適用区分でございますけれども、この条例による改正後の大刀洗町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

御審議いただきまして、最後には承認いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第7. 議案第18号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第7、議案第18号大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 産業課の佐々木でございます。

それでは、議案第18号大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容を説明させていただきます。

まず、提案理由でございますが、大刀洗町農業委員会の委員の選任に関する規則（平成30年大刀洗町規則第7号）第9条の規定に基づき、大刀洗町農業委員会の委員の候補者を評価し、町

長に意見を報告するための大刀洗町農業委員候補者評価委員会を開催するに当たり、評価委員への報酬額を定める必要があるためでございます。

具体的に申し上げますと、本年9月の農業委員会委員の改選に向けて、5月に校区別の説明会を実施しまして、地元区長さんを初めとする地元の皆様に候補者の推薦依頼をしております。その募集期間を7月いっぱいとしておりますので、その期間に応募のあった委員候補者、それを委員としてふさわしいかを評価する評価委員会を設置いたします。そのため、その評価委員に対する報酬額を定めるための条例改正でございます。

次のページ、2ページめくっていただきまして、新旧対照表をご覧ください。そこからさらに2ページめくっていただきまして、左側、新の欄が農事組合長から始まっているページでございます。

改正内容はこちら、農事組合長から農業委員候補者評価委員までを改正内容としておりますが、実際は上から8番目の一番最後、農業委員候補者評価委員、日、5,000円を加えるものでございます。

今回、評価委員会設置要綱等の資料は添付しておりませんが、組織する委員としましては、識見を有する者、それから大刀洗町農業委員会の委員経験者、最後に町職員、合計6名程度で組織することを予定しております。

以上で内容の説明を終わります。審議いただきまして、よろしく願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第8. 議案第19号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第8、議案第19号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。山田税務課長。

○税務課長（山田 恭恵） 税務課の山田でございます。よろしく願いいたします。

議案第19号大刀洗町税条例の一部を改正する条例。

提案理由を申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成30年政令第126号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第127号）の施行に伴い、大刀洗町税条例の一部を改正する必要があるため。こちらが条例案を提出する理由でございます。

13ページからお開きください。新旧対照表をもとに御説明いたします。

13ページから16ページまで、こちらは個人住民税に関するものです。所得税控除を10万円引き下げるかわりに、基礎控除を10万円引き上げるなどのものが入っております。そのほかは上位法の改正に伴い、文言等の規定の整備を行っております。

17ページです。法人住民税に関するものです。こちらは国が進めている地方税の電子化に伴うものです。こちらも上位法にあわせての規定の整備、文言の整備になっております。

18ページからです。たばこ税に関するものです。こちらの18ページから、こちらが1条改正、そして27ページの2条改正、29ページの3条改正、31ページの4条改正、33ページの5条改正、37ページの6条改正と、こちらの段階を追って、最終的に普通のたばこのほうが税としては1箱当たり60円の値上げになっております。税についてです。

それから、24ページをお開きください。24ページ下のほうです。第10条の2になります。法附則第15条第47項に規定する町の条例で定める割合は零。生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本法（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置にあつては零とするということが新設されております。

こちらは固定資産税の課税標準の特例になりますが、産業課のほうの生産性向上特別措置法ということで、中小企業を応援する税制になっております。

全体として、個人住民税はプラマイゼロ、たばこ税につきましてはプラス、固定資産税につきましてはマイナスといった形で、税収が変わってくる予定になっております。

最後に、6ページです。中段より下、附則を読み上げます。

施行期日についてです。たくさんあります。第1条、この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するということで、（1）のほうは平成31年1月1日、こちらは個人住民税にかかわる部分ですね。

そして、第2条は平成31年4月1日、第2条中、税条例94条第3項の改正規則につきましては、平成31年10月1日。

続きまして、23条第1項並びに3項、第48条1項につきましては、平成32年4月1日。次が第3条並びに附則第6条及び第7条の規定につきましては、平成32年10月1日。

次のページに行きます。そのほか平成33年1月1日、続きまして、平成33年10月1日、続きまして、平成34年10月1日。先ほどの生産性向上特別措置法につきましては、施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日になっております。ですので、法律は公布されましたが、この議会の議決の日となります。こちらは議会の議決の日となります。

以上が施行期日になります。

よろしく御審議のほどお願いし、議案が可決されますよう、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第9 議案第20号 大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第9、議案第20号大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 子ども課の松元です。よろしく願いします。

議案第20号大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

提案理由といたしまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を一部改正する必要があるために、この条例案を提出する理由です。

2枚めくっていただきまして、3枚目の新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表で、職員、第11条第3項の放課後児童支援員に関することです、の第4号です。旧では、「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者」となっておりましたが、今回の改正により、「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者」と変更になっております。

また、第10号が追加され、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの」が追加されております。

1枚戻っていただきまして、2枚目をご覧ください。

附則です。この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するとなっております。

以上で説明を終わります。御審議いただきまして、最後は御承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 7番、長野でございます。

先ほど新旧対照表の中で、改正になります4条です。「学校教育法の規定により、幼稚園、小

学校、中学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者」というものが、「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」、中身はどんなふうには変わったわけですか。説明をお願いします。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 教員として働く場合だと、免許状の更新は必ずして、有効になった形で教諭として働くことになっておりますが、学童の分に関しては、更新をしてなくて、免許状を持っているという状態でも支援員として働いて、ここでいう福岡県が行います研修を修了した者であれば、放課後児童支援員となれるということに変わっております。

以上です。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） よくわかりました。それと次の10条、新しく入っておりますけども、5年以上の経験者です。そして、あとはその中で町長が適当と認めた者。町の条例なんか見ると、非常に例外規定なので、町長が認めた者については、これをできるというふうになっている条例が多いわけですが、この辺が一応5年以上従事した経験者ということがありますけども、町長の主観が入る余地があるような気がしますけども、いかがでしょうか。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） こちらのほうの改正につきましては、その前に第9号のほうにも同じような形で、今回は改正されてないので載っておりませんが、高校卒業以上で2年以上で、こちらの第10条のほうで、これからいうと中学校卒業から5年以上働かれたら、町長が適当と認めた者となっております。

今、NPO法人のほうに支援員さん等の採用等も含めてお願いしておりまして、そちらのほうで面接等を行って雇用されているんですけども、5年働かれて、ちゃんと支援員というか補助員という形になりますが、そういった形で働かれた方であれば大丈夫だろうという形で、町長のほうに認めていただきたいと、こちらの事務局としては思っております。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 事務局といいますか、教育委員会のほうで一応選考して、この方が適当であるということで推薦をして、町長が認めると。あくまでも、町長が個人的に頼まれた方を、この人を選任するというようなやり方ではないということですね。

○議長（山内 剛） ほかにありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで1日目の質疑を終わります。

日程第10. 議案第21号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合格約の変更について

○議長（山内 剛） 日程第10、議案第21号福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合格約の変更についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、議案第21号福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合格約の変更について。

まず提案理由について御説明いたします。那珂川町が本年10月1日をもって那珂川市になることに伴い、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合格約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

変更点について御説明いたします。お手元資料の2ページをご覧ください。新旧対照表でございます。

この新旧対照表、まず第1条、現行は、糸島市までとなっておりますけれども、変更後は糸島市の後に那珂川市が追加されます。

次、第4条、組合議会の組織及び選挙というところに、現行であれば定数は10名としておりますけれども、変更後は那珂川町がなくなるために、定数は9人ということで、1名減となっております。

1ページ戻っていただきまして、1ページをご覧くださいと思います。この規約は、平成30年10月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしく願います。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第11. 議案第22号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合格約の変更について

○議長（山内 剛） 日程第11、議案第22号福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合格約の変更についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、議案第22号福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合格約の変更について、変更内容について御説明いたします。

まず、地方自治法第286条第1項の規定により、平成30年9月30日限り、福岡県自治会

館管理組合から那珂川町を脱退させるとともに、平成30年10月1日から福岡県自治会館管理組合規約を別紙のとおりに変更する。

提案理由でございます。平成30年10月1日に那珂川町が那珂川市となることに伴い、平成30年9月30日限り、福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数を減少し、平成30年10月1日から福岡県自治会館管理組合規約を変更するために、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、変更内容について御説明いたします。2ページをご覧ください。

新旧対照表でございます。第5条をご覧ください。現行であれば、第5条は、組合の議会の議員の定数は、「10人とする」というところを、改正後は「9人とする」ということで、1名減となっております。

また、下段の別表第1のところ、選挙区の中で、現行は、筑紫郡とありますけども、改正後は筑紫郡を削除しております。

これが変更内容でございます。1ページ戻っていただいて、1ページをご覧ください。

附則として、この規約は、平成30年10月1日から施行するということで、施行を記載しております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第12. 議案第23号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

○議長（山内 剛） 日程第12、議案第23号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） では、議案第23号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてでございます。

地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき、福岡県後期高齢者医療広域連合の規約の一部を別紙のとおり変更することについて、関係市町村と協議するものでございます。

提案理由及び内容の説明でございます。平成30年10月1日から筑紫郡那珂川町が那珂川市となることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、当該規約の一部変更に関し関係市町村と協議することについて、地方自治法第291条の11の規定

により、議会の議決を求めるものでございます。

最後のページをお開きください。新旧対照表の部分で説明させていただきます。

現行部分でございますけれども、別表第2第8条の関係でございます。この第8条というものにつきましても、広域連合議員の選挙の方法についてうたっている部分でございますけれども、15の区分におきましてですけれども、そのうちの第6の区分でございます、筑紫野市から那珂川町の5つの自治体が上がっておりますけれども、その一番下の「筑紫郡那珂川町」が、改正案としましては「那珂川市」という形に変更するものでございます。

1枚お戻りください。附則でございます。この規約は、平成30年10月1日から施行するものでございます。

御審議いただきまして、最後には御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第13．議案第25号 大刀洗町葬祭場等施設の指定管理者の指定について

○議長（山内 剛） 日程第13、議案第25号大刀洗町葬祭場等施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由及び内容の説明を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 地域振興課の村田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、提案する前に、この議案の提案が遅れたことに関しましておわびを申し上げます。

本来であれば、大刀洗町葬祭場等施設の指定管理者の契約期限が平成30年3月末であったため、この契約更新に関する議決を3月議会に上程するべきところを失念しており、上程が6月に遅延しましたことに対しお詫びを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、議案第25号大刀洗町葬祭場等施設の指定管理者の指定について、提案理由と内容について説明いたします。

提案理由につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定により、大刀洗町葬祭場等の施設を指定管理者に行わせるに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求める必要があります。これが、この議案を提出する理由となります。

内容について説明いたします。管理を行わせる施設の名称は、「大刀洗斎場ふるさと」です。管理を行わせる施設の所在地は、大刀洗町本郷4115番地の1、指定管理者は、所在地は同上で、「株式会社たちあらい」代表者名は、代表取締役社長安丸国勝です。指定期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの期間です。

詳細につきましては、次ページよりの基本協定書及び仕様書を添付しておりますのでご覧ください。

御審議いただき、最後には御承認いただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。5番、平田利治議員。

○議員（5番 平田 利治） 5番、平田利治でございます。

この議案は、6月議会でかけられて、4月にさかのぼるということでございますけども、憲法が規定する禁止条項に抵触するのではないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（山内 剛） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平田議員の御質問にお答えいたします。

まず、地方財務実務提要によりますと、議会の議決を得るべき契約について、町が議会の議決を得ずに執行したものは無効であるとは解されております。しかしながら、現実には4月1日より引き続き株式会社たちあらいが管理、運営をしております。この際、実情としても運営がなされていたもので、実際にこのようなことが生じた場合については、できるだけこれを適法なものにしておく必要があるというふうに明記されております。また、該当契約等を有効としておくべきであるということで記述がございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 間違いというのはどこにでもあるものでございますので、その間違いをどう訂正するかでございますけども、正規の手続で本来やるべきだと思います、法律にのっとり。ですから、6月議会で承認されれば6月以降が契約ということになるわけでございますけど、それをさかのぼって4月にするというのはできません。いかなる理由があろうと、それはできません。

前回、消防団の組織替えのときにもありましたけども、本来なら3月議会にかけなきゃいけないんですけども、それを6月議会にしてさかのぼってやったという案件がありましたけども、これも違反でございます。

公務員の常識だと私は思っております、公務員であれば、それをさかのぼれない、法律をさかのぼれないということは、当然、御存じだろうと思うんですね。

ですから、6月に議案が承認されて、6月に契約を結べば問題ないわけですよ。4月、5月、空白があります。それはまた適正に処理すればいい話ですよ。

以上です。

○議長（山内 剛） 中山副町長。

○副町長（中山 哲志） 平田議員の御質問にお答えします。

この件につきましては、議員御指摘のように、本来でしたら3月議会以前において、当然議会のほうにお諮りして議決をいただく議案でございました。その点については深くお詫び申し上げます。

また、通常であれば当然議決以降の契約なりというのが当然かとは思いますが、そうなりますと4月、5月分の公の施設を法的根拠なく事実行為として管理をさせていたということになりますので、今回議会のほうにお諮りをして追認をしていただくと。法的根拠を、事後的でありますけれども、与えていただくようお願いしているところでございます。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 議会が追認というのはあり得ない話なんで、事実は事実として6月議会で通って、6月から契約をするというのであれば問題ないわけですから、4月、5月、空欄については、法律にのっとって、たまたまそこがやっていたということであって、指定管理者にない業者がやっていたということですから、それを見逃した職員も処分されなきゃいけないだろうし、そのトップである町長も処分されなきゃいけないでしょうし、その間の使用料をどうするかとか、そういう契約上の問題もありますから、そこら辺は適正に処理されたほうがいいと思います。

ここは議会でございますんで、民間会社と違うんで、決めてしまえばいいだろうという意味じゃなくて、法律にのっとってやるべきかなと思います。

以上です。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 7番、長野でございます。

私は、この職員の先ほどの説明のとおり、失念しておって、指定管理の契約が遅くなったと、空白期間が生じたわけです。けど、法律に照らして云々と言うことは確かにありますけど、全て法をもとに世の中、動いているわけですから。ただし、執行部も議会も町民福祉のために寄与すると、行政もそうですけど、議会もそのために空白期間の扱いが非常に、どうであるかちゅう問題よりも、住民福祉のことを考えた場合、速やかにさかのぼれないというお話ですけども、議会としては、これはこのまま審議して、最終的に議会で取り扱おうと。

それと一つは、議案としてここに上がっている以上、これは議運の中で議論はされたんだと思います。議運の中で議案として上程されたわけですから、最終的にはこの議員、構成する議会で最終的に議決をいただくというのが本筋じゃなからうかと思っておりますので、そのように私は考えております。

○議長（山内 剛） そのほか意見ありませんか。10番、平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 議決をどうするかというのを考えるに当たり、質疑を行っておる

んですけども、私も平田議員と同様の疑義を感じております。

つきまして確認したいんですけども、昨日突然議運にも出てきましたので、この中身を拝見、こちらの資料を拝見したのもきょう初めてなんですけど、きょう4月1日から現時点、きょうに至るまでの2カ月間以上において、葬祭場施設の運営をどなたかが管理を、指定管理を実質的に運営していらっしやると。その法的根拠は、現時点においては無いというふうに解釈してよろしいのでしょうか。それとも何かただし書きがあればと思ってお尋ねしたいんですけど。

○議長（山内 剛） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平山議員の御質問にお答えいたします。

そのような法的根拠のほうはございません。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） そうなるとこういう議案が出てくると、こういうことに対して質疑しないといけないというのは、非常に残念なことでありますが、極めてこれ重大な事態であろうと思いますので、行政としてこれにどう対応していくのか。また、遡及して改めて4月1日から有効期間を設けることができるのかというのは、さらにこれは精査する必要があると思います。

もう一つは、業者選定、指定管理者制度というのは民間の、民間企業や、民間の活用や、民間のノウハウを活用しながら、基本的にどのような事業者が適当であるか、公募を行うものと理解しておりますが、今回の指定については、実際にどのような業者が適当であるか、どのような業者に公募をかけるか。そのような手続は実際に何月ごろから行われたのでありましようか。

○議長（山内 剛） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平山議員の御質問についてお答えいたします。

まず、大刀洗町公の施設の指定管理の指定の手続に関する条例の第5条に、町長等は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、特定の団体に管理させることが当該公の施設の適切な管理運営に資すると認めるときは、公募によらず、本町が資本金その他これに準ずるものを出資している法人または公共団体もしくは本町のほかの公の施設の指定管理者の指定を受けている団体を指定管理者の候補者として選定することができるということから、こちらの業者のほうに指定しておるところです。

以上です。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 5年前にも御指摘申し上げたと思いますけど、当初より公募の意思はなく、業者ありきという感じで進められたと。今回も同様に、公募の意思もなく、業者の指定がなされておると。おまけに、3カ月もこれが遅れていたということで、行政の運営に関して、

このようなことまで起きて、このような事態まで起きてしまったのかという、極めてこれは重大に捉えなければならない問題と思いますが、こういうことに関して、行政の長たる町長は、どのような見解をお持ちであるかお答えいただきたい。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 暫時休憩してくれ。言いたいこといっぱいある。

○議長（山内 剛） ただいま町長のほうから暫時休憩ということでございますけど、時間もちょっとですから、安丸町長、答えを。休憩なく、もうすぐに。

○町長（安丸 国勝） お答えします。

これは作ったときからのいきさつです。町が何か事業をして自前で稼ぎたいということから始めた事業です。ですから、最初から、これを作ったときから、公募なんてできるわけなかったわけですね。そういうことでやっていますから、そのいきさつはあなたが一番、最初からのことは知っているじゃないですか。いろいろ反対するために、いろいろ言いよるだけでしょうから、これを余り悪意にとらないでほしいです。町のためにやっているんだから。（「議長、落ちつかせてください」と呼ぶ者あり）

○議長（山内 剛） 平山議員、何か。

○議員（10番 平山 賢治） 注意してもらえませんか。（「何が注意」と呼ぶ者あり）

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 私は最初から反対しております、この業者選定に関しては。（「わかっとる」と呼ぶ者あり）議長。

○議長（山内 剛） 町長、静かに。平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 今回、今お尋ねしているのは、このような3カ月も遅れて、同様の業者選定、3カ月も遅れてこうしたものは出てきたあげくに、4月からさかのぼって指定を認めていただきたいと。このような重大な手続の誤りがあったことに対して、町長はどのようにお考えであるか、それを聞いておるんです。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） そのことについては、非常に申し訳ないと思っております。

以上です。

○議長（山内 剛） よろしいですか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで1日目の質疑を終わります。

日程第14. 議案第24号 平成30年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（山内 剛） 日程第14、議案第24号平成30年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、議案第24号平成30年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

お手元資料1ページをご覧ください。

平成30年度大刀洗町の一般会計補正予算（第1号）は、次の定めによるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,099万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億6,059万4,000円とする。

それでは、内容について御説明いたします。まず、歳出のほうからです。6ページ、議案書6ページをご覧ください。主なものについて御説明いたします。

まず、2款1項1目一般管理費、補正額361万5,000円の減です。これにつきましては、再任用の職員を当初は配属先が決まっておりましたので、総務課に計上しておりましたけれども、産業課に決定したために減額をしておるところでございます。

次に、2款1項20目社会保障・税番号制度事業費18万4,000円。これは個人番号カードの郵送料ということで、本年度、マイナンバーの取得率を上げるために、各校区センター等で受け付けをし、約300人の計上分の郵送料でございます。ただし、これについては全額国庫補助で対応されます。

次、7ページをご覧ください。7ページ、5款1項9目農業農村整備費、補正額47万5,000円。これは、負担金としまして土地改良事業費補助金、栄田地区の揚水機場調査費ということで、現在、揚水機の井戸ポンプの水量不足があるためにボーリングの事前調査費の総額の10%の負担ということで、47万5,000円を計上しております。

6款1項1目商業費、商工業振興費、補正額420万。これは、負担金としまして、本年度、商工会がプレミアつき商品券発行をしますので、その補助額ということで6,000万の7%の420万円を計上しております。

7款2項2目道路改良費、補正額1,670万。これは、委託費、委託料が350万、工事費が1,200万、公有財産購入費120万。これは山隈の上下団地入り口の道路拡幅の工事費でございます。

次、8ページをご覧ください。9款1項2目事務局費50万。これは19節負担金補助金でございまして、大刀洗町立大刀洗中学校70周年記念事業補助金でございます。

9款1項5目コミュニティ・スクール推進事業費、補正額55万4,000。これにつきましては、コミュニティ・スクール推進協議会委員報酬で9万、コミュニティ・スクールディレク

ター謝金で44万4,000、コミュニティ・スクール推進協議会消耗品2万。これにつきましては、今年補助金申請が採択されたために、今年度、事業を行うものでございます。

6目福岡学力向上推進事業費、これにつきましては目を4目の大刀洗町小中学校教育推進事業費から減額し、こちらの6目の福岡学力向上推進費に移行したものでございます。

9款2項7目小学校改築費、補正額445万7,000及び9款3項5目中学校改築費、補正額108万6,000。この小学校改築及び中学校の改築費につきましては、公立学校施設長寿命化計画策定業務委託料でございまして、国の指針として、公共施設の個別計画として、学校の長寿命化計画を平成32年度までに策定する必要があるために、今回の業務委託を計上しているものでございます。

最後に、9ページをご覧ください。9款5項3目中央公民館管理費、補正額77万8,000円。これは、中央公民館2階第5研修室のエアコンが壊れたための空調機器更新工事費でございます。

最後に、9款6項3目勤労者体育センター管理費、補正額116万。内容につきましては、今年9月、福岡県県民体育大会が筑後地区で開催され、大刀洗町では勤労者体育センターでバトミントンの競技大会がございます。その際、勤労者体育センターを確認したところ、センターネットが破けているので、センターネットの修理工料で44万。それとステージの照明が全くつかないということで、ステージ照明機器設置工事費で72万円を計上しております。

あと歳入につきましては、5ページをご覧ください。5ページの歳入です。大きいところでは、18款1項1目の繰越金3,031万6,000円を計上しております。

以上で説明を終わります。御審議よろしく願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。5番、平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 5番、平田利治です。

7ページ、7款2項2目道路改良費1,670万でございますけども、これは上下団地の売却に伴って業者が、買うほうの要求で、町が取得するということを説明受けておりますけども、そもそも上下団地の売却が前提でございますけども、上下団地を購入したとき、今回直接的な質問じゃないんですが、根っこにある上下団地を買ったときの、3回に分けて購入しておりますけども、その購入金額と立ち木等の移転補償費が幾らぐらいだったのかを教えてくださいなんですが。

○議長（山内 剛） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平田議員の御質問にお答えします。

現在、この場所に資料がございませんので、後日改めて御説明差し上げたいと思います。

○議長（山内 剛） よろしいですか。7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 上下団地の購入については、土地開発公社ですから、町は関与して

ないはずですよ。だから、開発公社のほうで資料は出すべきで、町が幾らで買いました、どうでしたらちゅう答弁するのはおかしいと思いますけども、いかがですか。

○議長（山内 剛） 平田議員、そういう。中山副町長。

○副町長（中山 哲志） 長野議員の御質問にお答えします。

御指摘にもございましたので、もしよろしければ、この後、全員協議会で土地開発公社の経営状況について御説明する時間をいただいておりますので、その中で御説明をさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山内 剛） 今の答弁でよろしいですか。4番、林議員。

○議員（4番 林 威範） 全員協議会でも申し上げましたが、上下団地の売却につきましては、業者側が坪4万円で買うということをやられていると。その条件として、この道を広げてほしいと、多分町のほうに言ってきたんだと思います。なので、ずっと眠っている土地を売るについては、私は賛成なんですけれども、広げたら必ず買うというか、こちらとしては業者の条件をのむのであれば、こちらは広げた後は必ず買っていただくというような、そのような仮の契約というか、全員協議会でも指摘をしましたが、そういう口頭で、今まで長年のやりとりがあるので信用できますとか、そういうことではなくて、しっかりとした書面でのやりとりが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山内 剛） 中山副町長。

○副町長（中山 哲志） 林議員の御質問にお答えします。

これにつきましても土地開発公社が契約主体となりますので、全員協議会の中でお答えさせていただきます。

○議長（山内 剛） よろしいですか。ほかにありませんか。1番、安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 8ページの9款2項7目と9款3項5目の関係です。学校施設の長寿命化計画の関係で、今回補正で上がってきておりますけども、前日の議運の中で、総務課長の説明では、31年度までに計画を策定せにやいかんということだったんですが、先ほどの議案説明の中では、32年度までということが触れられておりますが、まずこの年度はいつまでなのかというのが1点と、本来であれば、これは当初予算の中で上げるべき計画じゃないかなというふうに思うわけです。そういうところの経過をお尋ねしたいと思います。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 安丸議員の質問にお答えいたします。

長寿命化計画として上げております、今回の委託料ですが、28年度に公共施設の総合的なインフラの長寿命化計画というのを財政係、総務課のほうで立てられております。それを受けて、うちのほうとしては子ども課が所有しております小中学校の建物に関する長寿命化計画で個別施

設計画を32年度までに立てるようになっております。

委託につきましては、総務課等がされているのを参考にしながらしたいと思っておりますが、当初予算に組まなかったことについては、今回大刀洗小学校の工事を夏に控えておりまして、さすがに子ども課として長寿命化計画を今年度するのは難しいということで、当初予算に上げておりませんでした。今年度、国の補助が決まりませんでしたので、夏の工事が見送られたということで、32年度までにはこの計画をもって補助金の請求をしていくような形となりますので、今年度長寿命化計画をさせていただくような形で補正予算に上げさせていただきました。

以上です。

○議長（山内 剛） いいですか。

[なし]

○議長（山内 剛） それでは、これで1日目の質疑を終わります。

○議長（山内 剛） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散会 午前10時49分
